

一胎仔登録申請書

Japan Canine Union, Inc.
 (一社) ジャパン ケーナイン ユニオン
 電話 0775-57-1778 FAX 0775-57-1779

犬種

- ※ 父犬または母犬が他団体の場合は、単犬登録申請（要血統書）が必要です。
- ※ 登録申請は、所属クラブへ提出してください。
- ※ 会員登録された住所を記入してください。

①交配証明書（交配時に牡犬の所有者が記入してください。）

交配年月日 年 月 日 <small style="display: block; text-align: center;">私所有の牡犬が、下記牝犬に交配したことを証明します。</small>	牡犬所有者 氏名 ㊟
牡犬名	住所 電話番号
登録番号	クラブ 会員番号

※ 牡犬所有者は、交配の事実がある場合、交配証明書を作成する必要があります。交配時に交配証明書を作成し、牝犬所有者に渡してください。

②一胎仔登録申請書（牝犬名および登録番号は交配時に、それ以外の項目は出産時に、牝犬の所有者が記入してください。）

- ◎ 一胎仔登録とは、1頭の母犬から出生したすべての子犬（死亡を除く）を登録することです。
- ◎ 一胎仔の出産頭数が多い場合、一胎仔の写真を提出していただく場合がありますので、必ず出産直後に母犬と一胎仔全頭を1枚の写真に収まるように撮影しておいてください。

出産年月日 年 月 日	出産頭数	♂ 牡	♀ 牝	この繁殖に関して、一切の責任を負います。 繁殖者 氏名 ㊟
牝犬名	死亡頭数			電話番号
登録番号	登録頭数			クラブ 会員番号
No.	仔犬の犬名（英字） 仔犬の犬名（カナ：日本犬は日本語） ◎牡犬を先に記入してください。	性 別	毛色・毛種	マイクロチップ 又は タトゥー番号
1		♂ 牡	♀ 牝	
2		♂ 牡	♀ 牝	
3		♂ 牡	♀ 牝	
4		♂ 牡	♀ 牝	
5		♂ 牡	♀ 牝	
6		♂ 牡	♀ 牝	
7		♂ 牡	♀ 牝	
8		♂ 牡	♀ 牝	

取扱クラブ名	クラブ代表者 ㊟
	クラブ 会員番号

※単犬登録、血統証明書再発行の各申請については、別の専用申請書を使用してください。

注意事項

●申請者(繁殖者)の方へ

登録申請者の記入内容に不備がある場合、該当者へご照会させていただきます。
迅速な血統証明書取得のため、記入後、下記項目を再度ご確認(チェック=☑)のうえ、登録申請書をご提出ください。

- 牡犬・牝犬の名義変更は完了(または申請済)していますか？
- 国外公認団体の牡犬のDNA登録は完了(または申請済)していますか？
- 繁殖者および牡犬所有者の会費は有効(または同時入会・継続)ですか？
- 記入・捺印漏れや、誤記入はありませんか？

※極近親繁殖について

交配に際して、牡牝の血統を十分確認し、次の極近親繁殖とならないように注意してください。

○親子の交配

○同じ父母から生まれた兄妹・姉弟の交配

極近親繁殖は、事前に本会理事長が許可した場合を除き認められません。

※交配を許可する年齢について

交配を行なえる牡犬と牝犬の年齢は、生後9ヶ月1日以上です。

交配時の年齢がこれに満たない場合は、早期繁殖とみなし、仔犬の血統証明書は発行いたしません。

①交配証明書(牡犬所有者が交配時に記入)

◇牡犬所有者は、本会のクラブ会員であり、本会犬籍簿上の所有者となります。手続きをなされていない場合は、入会および名義変更を申請してください。

◇牡犬所有者は、交配時に血統証明書により、必ず当該牡犬を確認してください。

◇牡犬所有者は、必ず交配記録を保管してください。

◇牡犬が、国外公認団体の登録犬、または国内指定団体の登録犬の場合には、次のことに注意してください。

○他団体発行の交配証明書は使用せず、本欄に記入してください(但し、国外での交配分については、交配の事実を証明する書類を添付してください。)

○血統証明書のコピーを添付してください。

○国外公認団体の登録犬の場合は、DNA登録を申請してください。

②一胎仔登録申請書(繁殖者が記入)

◇繁殖者は、出産時における牝犬所有者となります。また、繁殖者は、本会のクラブ会員で、登録された犬舎名の所有者であることが必要となります。登録されていない場合は、所定の申請書で同時に申請してください。犬舎名は、会費切れから6ヶ月間経過すると廃舎となります。

◇仔犬の犬名は、繁殖者が責任をもって命名してください。

○CHなどの称号、特殊記号(!,*など)、ローマ数字(I、II～)等は、犬名の中には使用できません。

○同胎仔に同一犬名をつけることはできません。

また、同胎仔の中で1文字違いであったり、発音が同じであるものは、間違いのもとになりますので、避けてください。

○日本原産犬種の犬名については、洋犬種のようにアルファベットではなく、日本語で記載されます。

(アルファベットの犬名もご記入いただければ、日本語の犬名の下にアルファベットの犬名が記載されます。)

◇申請する仔犬にマイクロチップを実施した場合は、獣医師の証明書(マイクロチップ)を添付し、識別番号を所定の欄に記入してください。

※血統証明書は、祖先犬を3代祖(父母、祖父母、曾祖父曾祖母)まで列記したものと なります。 ※血統証明書の送付先は、繁殖者が会員登録された住所となります。 ※期間内、期間切れについては、クラブから本会への送付日(消印)が基準となります ので、注意してください。 ※ご登録いただいている個人情報は、本会の事業目的以外には使用しません。	一胎仔登録申請の種別	1頭に付
	期間内(生後90日以内)	1,900円
	期間切(生後90日以上2年以内)	3,500円